原道

韓愈

解題　原は論文の一體にして、韓退之の作りしもの凡べて五篇あり、曰く原道、曰く原性、曰く原人、曰く原鬼、曰く原毀是なり、原は本なり、活用して本を推すの意に用ふ、易に原レ始要レ終ヲ（タヅネテハジメヲモトムルヲ）の語あり、又原道の成語は、淮南子（エナンジ）の原道訓を始とす、但し此篇原道と題すれども、道其物の根本を究むるには非ず、異論の道、曲解の道に對して、眞正の道、固然の道の原義を推して人に示す者なるが故に、斯く名づけたるなり、

動機　韓退之は老佛の二教を排して儒教を發揮せんと欲し、此篇を作りたる者なるが、儒教を發揮するは目的なり、老佛を排するは手段なり、猶ほ孟子が仁義を說かんとするに當り、先づ利を斥（シリゾ）けたるが如し、

主意　儒者の道は世間的、有爲的にして、現實平正なることを示すに在り、

大段　凡そ八大段より成る、篇首より「一人之私言也」に至るまでを第一大段とす、仁義道德の意義を明にす、「周道衰孔子沒」より「奈之何民不窮且盜也」に至るまでを第二大段とす、老佛の二徒、儒教を亂ることを論ず、「古之時人之害多矣」より「無爪牙以爭食也」に至るまでを第三大段とす、老子を擊つ、「是故君者出令者也」より「不見正於禹湯文武周公孔子也」に至るまでを第四大段とす、佛を擊つ、「帝之於王其號各殊」より「易不爲飮之之易也」に至るまでを第五大段とす、老子を擊つ、「傳曰古之欲明明德於天下者」より「幾何其不胥而爲夷也」に至るまでを第六大段とす、佛を擊つ、「夫所謂先王之敎者何也」より「由周公而下下而爲臣故其說長」に至るまでを第七大段とす、具體的に道を說明す、「然則如之何而可也」より結末に至るまでを第八大段とす、道を衞（マモ）るの方法を示す、

博愛之（ヲ）謂レ仁（フト）。行而宜（ツテシウス）レ之（ヲ）之（ヲ）

謂レ義、由レ是而之焉之謂レ道、足レ乎二己一無レ待二於外一之謂レ徳、仁與レ義爲レ定名、道與レ徳爲レ虚位、故道有二君子小人一、而徳有レ凶有レ吉、』

段落　第一大段の第一小段なり、仁義道徳の定義を掲げ、併せて道徳は受容的なるが故に主物の如何に由つて異同あることを辯ず、

講說　範圍を限らず普遍に人を愛する事が仁と謂ふ者なり、何事を行ふにも其行ひ方を當を得るやうに爲すことが義と謂ふ者なり、仁義の在る所に從つて踏み行く其道筋が道と謂ふ者なり、此仁義が習慣性となり自己に具足して外より何物の力を要せざる分量が徳と謂ふ者なり、但し仁義道徳と竝び稱すれども、此中仁と義とは實際の行爲を指す者なれば、一定の名稱にして、誤認濫用の憂なけれども、道と徳とは、本と道筋若しくは獲得の意に過ぎざること故に、實相に非ずして如何なる方向にも取られ、如何なる物をも收得すべき虚體の場所なり、其れ故に道に君子の道もあれば小人の道もあり、徳に凶徳もあり吉徳もあり、

注解　「博愛之謂仁」周語の博愛二於人一爲レ仁に本づく、之謂は謂之と同じからず、謂之は何々と稱すといふが如く、之謂は、上に在る語、下に在る語の說明となる、「行而宜之之謂義」中庸、表記ともに義者宜也の語あり、此に本づく、「由是」是は仁義を指す「道有君子小人」易に君子道長。小人道消也とあり、踏み行く筋なれば、人に由つて異るなり、「徳有凶有吉」左傳に孝敬忠信爲二吉徳一盜賊臟姦爲二凶徳一と云ふ、徳は得にして、身心に得て吾が物となる事なれば、得る所の物に由つて吉凶を異にす、吉は善、凶は惡なり、吉凶は善惡の結果なるを以て、代用せしなり、

文法　起手第一句は五字、次は七字、次は八字、次は十字にして四句四樣、已に十字の長句を用ゐたるゆゑ、其下に六字の短句を重用す、仁義の二字は尚ほ高尚の解釋なきに非ず、然るに淺近の定義を下せしものは、佛老の無爲に對して儒者の有爲的なるを主張せんが爲に、抽象的の意義を避け、博愛と曰ひ行宜と曰ふが如き實

現の性質を擧げたるなり、○道徳と仁義とを區別して、道徳の虚位なることを辯じたる所以は、仁義は儒者の專稱にして、老子の排斥する所なれば、固り疑似の憂なしと雖も、道徳の二字は彼も亦之を用ひ、共通に屬するより、豫め旗幟を明にし置くの必要あればなり、

老子之小仁義非毀之也、其見者小也、坐井而觀天、曰天小者非天少也、彼以煦煦爲仁、孑孑爲義、其小之也亦宜、其所道非吾所謂道、道其所謂德、德其所德、非吾所謂德、德也、凡吾所謂道德云者、合仁與義言之也、天下之公言也、老子所謂道德云者、去仁與義言之也、一人之私言也、』

段落　第一大段の第二小段なり、老子の、仁義に對しては偏見なると、道徳に於ては自我なるとを論じ、公論〔韓退之は儒者の立脚地より發端の定義を以て公論となす〕に非ざることを言ふ、

講說　老子が仁義を小さきものとして之に反對し之を惡口せしは、其見解が小さかりし爲なり、井の底に坐して天を觀て、天は小さき者なりと曰ふは、天の小さきに非ず、己の見方の小さき故なり、老子の仁義に於けるも亦之と同じく、彼れ博愛を知らず、息を吹きかけて物を溫むるが如き區々たる愛憐を仁と心得、行宜を知らず、自立孤立の主義を義と心得るゆゑ、此の如き解釋より彼が仁義を小とするも亦尤もなり、又彼が道と稱する所のものは、彼が自身道なりと認むる所を道と定めたるにて、吾が道と稱する所とは違へり、彼が德と稱する所のものは、彼が自身德なりと認むる所を德と定めたるにて、吾が德と稱する所とは違へり、凡べて吾が指して云ふ道德は、仁と義とを含みて之を言

ふなり、天下一般に行はるゝ公論なり、老子の指して云ふ道徳は、仁と義とを取り除けて之を言ふなり、一個人の私説なり、

注解　「老子」姓は李、名は耳、字は聃、初め周の守藏の吏たり、周の衰ふるを見て去る、函谷關を過ぐる時、關尹子の求めに應じて道徳經五千言〔字〕を著はす、今傳はる所の老子なり、其道虚無を以て主となす、「小仁義」老子云ふ、大道廢有仁義と、又云ふ、絶レ仁棄レ義民復孝慈と、「煦煦」息を以て物を溫むること、僅なる恵に譬ふ、「孑孑」飛び離れたる形容、偏屈に己の意見を守り孤立すること、「宜」然るべき筈、「道其所道」老子云ふ、道可レ道非常道と、「徳其所徳」老子云ふ、上徳不レ徳。是以有レ徳と、「天下之公言也」君子の道にして吉徳なるを道徳とす、「一人之私言也」小人の道にして凶徳なるを道徳とす、蓋し作者の意は、道徳は虚位なるが故に老子の如き道徳もあることなれども、仁義を合せて言ふの説、卽ち作者の下せし定義は公論なりと云ふに在り、然れども公論たる理由を示さゞれば、水掛論たることを免れず、論理上不完全の處あり、

文法　此一小段は自ら三節に分る、初には老子の仁義を卑く解するを言ひ、中には老子と儒者と道徳の見解を異にするを言ひ、終には其異る所以と是非の在る所とを言ふ、

周道衰、孔子沒、火於秦、黃
老於漢、佛於晉魏梁隋之
間、其言道徳仁義者、不レ入
於楊、則入於墨、不レ入於老、
則入於佛、入於彼必出乎
此、入者主レ之、出者奴レ之、入
者附レ之、出者汚レ之、噫後之
人、其欲レ聞仁義道徳之説、
孰從而聽レ之、

段落　第二大段の第一小段なり、世人の儒を棄てて異端に從ふを論ず、

講說　周の王道衰へ、而も道の化身(ケシン)なる孔子の沒せし以來、秦の世には書を焚き、漢の世には黃老の學行はれ、晉や魏や梁や隋や、此間に佛教の流行あり、當時に於て道德仁義を言ふ者は、楊子の學派に入らざれば墨子の學派に入り、墨子の學派に入らざれば老子の道に入り、老子の道に入らざれば佛教に入ると云ふ有樣にして、此等異端に入れば必す吾が儒者の道を出づることなるが、彼に入れる者は其入りたる道を尊敬する、主人の如く、此を出でし者は又其出でたる道を輕蔑する、奴僕の如く、入りたる方の道には飽(アク)くまでも固著し、出でたる方の道をば汚(ケガラハ)しとす、扨も傷(イタ)ましきかな、後世の人が仁義道德の說を聞きたく思ふとも、世は異端の徒のみなれば何人に就いて之を承知すべきか、其人なきを如何んせん、

注解　「火」秦の始皇が書を焚きし事、「黃老」黃帝と老子、老子の道は黃帝に出づ、「楊墨」爲我〔利己〕主義の楊朱と兼愛主義の墨翟(ボクテキ)、俱に孟子の攻擊せし人、「彼此」彼は楊墨老佛を指し、此は孔子の道卽ち儒教を指す、

文法　「孔子沒」の三字を以て正道の闇黑となりし原因を揭ぐ、「火於秦、黃老於漢、佛於晉魏梁隋之間」の三句、火の字を活用して書を焚きたる事を叙べ、又黃老とのみ書して其學の行はれたる事を叙す、佛の字も亦然り、此の如くにして句法簡古となる、○作者は楊墨老佛を竝擧するも、其重んずる所は老佛なり、故に老佛は主にして楊墨は客なり、

老者曰(ク)、孔子吾(ガ)師之弟子也、佛者曰(ク)、孔子吾(ガ)師之弟子也、爲(ラサムル)ニ孔子ヲ一者、習ニ聞(シ)其說(ヲ)一樂(シデ)ニ其誕(ヲ)一而自(ラ)小(トスル)也、亦曰(ク)、吾(ガ)師亦嘗(テ)師(トスト)レ之(ヲ)云(フ)レ爾(シカ)、不ニ惟(ダ)擧(グルノミナラ)ニ之(ヲ)於其口(ニ)一而(シテ)又筆(ス)ニ之(ヲ)於其書(ニ)一、噫(ア)、後之人、雖(モ)レ欲(スト)レ聞(カント)ニ仁義道德之說(ヲ)一、其(レ)孰(レニ)從(テ)而求(メン)レ之(ヲ)、

甚矣人之好レ怪ヲ也、不レ求メニ其端ヲ一、不レ訊ハニ其末ヲ一、惟ダ怪之レ欲スレ聞カント』

段落　第二大段の第二小段なり、儒者の佛老に同化するを論ず、

講說　老子の道を學ぶ者は尊大に構へて曰く、孔子は元來吾が祖師なる老子の弟子なりと、佛教徒も亦傲然として曰ふ、孔子は其實吾が祖師なる釋迦の弟子なりと、彼等の立場として斯く言ふは尚ほ恕すべきも、吾が孔子の道を脩むる者の態度こそ奇怪なれ、老佛者流の說を聞き慣れて次第に本領を失ひ、其說の出放題なるを面白く思ふ所より、遂に自ら己が孔子の道を小さき者となし、佛老者と同じく、吾が師孔子も、やはり以前老子、釋迦を師とし居られたる事ありなど曰ふに至る、其れも唯だ口に出して之を言ふばかりでなく、口に出して言ふ上に之を書物にまで書き載せて居る、扨も傷ましきかな、後世の人は仁義道德の說を聞きたく思ふとも、儒者は皆此の如き無見識の人のみなれば、何んと誰に就いて之を求むべき、餘りと云へば餘りである、世人が奇怪の事を好むの程度は、道理の本をも探らず、道理の末をも質さず、一途に奇怪の事のみを知らんと欲す、

注解　「老者曰云々」史記に孔子問ニ禮ヲ老聃一ニとあるより、道家にては附會の說を作り、孔子を稱して太極上眞君と曰ふ、又孔子家語に、孔子謂ニ南宮敬叔一ニ曰。吾聞老聃博レ古知レ今。通ニ禮樂之原一ニ。明ニ道德之歸一ヲ。則吾師也。將レ往ニ矣とあり、「佛者曰云云」佛書の中或は孔子を以て光淨菩薩とし、或は孔子を以て儒童菩薩となす、「誕」無根不實の言、「筆」活用して記するの意に用ふ、「惟怪之欲聞」之はヲバと云ふが如き語調、

文法　「好怪」は「樂其誕」を承く

古之爲レ民者四、今之爲レ民者六、古之教者處二其一一、今之教者處二其三一、農之家一、而食レ粟之家六、工之家一、而用レ器之家六、賈之家一、

而資レ焉之家六、奈レ之ヲ何民不ニ窮且盗一也』、

段落　第二大段の第三小段なり、老佛が儒と竝び立ち、坐食して人民の生活に害を及ぼすを論ず、

講說　古に於ては人民として成立せし者士〔儒〕、農、工、商の四種なりき、今に於ては人民として成立する者士、農、工、商、道士〔老〕、僧侶〔佛〕の六種なり、古に於ては教導を行ふ者六民の中の一〔儒〕を占めたり、今に於ては教導を行ふ者六民中の三〔儒老佛〕を占む、されば農業に從事する家は一軒なるに、其造りし米を食ふ者は六軒、工業に從事する家は一軒なるに、其製せし器を用ふる者は六軒、商業に從事する家は一軒なるに、其物品を需用する家は六軒の割合なり、斯く少數の供給者を以て多數の需用者に應じ、且つ其中の三種は座食して何物をも供給せざることなれば、如何にして人民〔農工商〕は困窮に陷り、困窮に陷るよりして盜賊を働かであるべき、

注解　「古之」「今之」兩つの之の字はニ於テの語氣、「爲民」古之民と云つても通ずべき處を、「古之爲民」と謂ひしは、古に於て民を形づくりて居りし者との意を表せしなり、

古之時、人之害多矣、有ニ聖人者立一、然後教レ之ニ以テシ相生養スル之道一、爲ニ之ガ君一、爲ニ之ガ師一、驅ニ其蟲蛇禽獸一而處ニ之ヲ中土一、寒然後爲ツクリ之ガ衣ヲ、饑然後爲ニ之ガ食ヲ、木處而顚シテ、土處而病ム之ガ也、然後爲ニ之ガ宮室ヲ一、爲ニ之ガ工ヲ一以テ贍ニ其器用ヲ一、爲ニ之ガ賈ヲ一以テ通ジニ其有無ヲ一、爲ニ之ガ醫藥ヲ一以テ濟ニ其夭死ヲ一、爲ニ之ガ葬埋祭祀ヲ一以テ長ジニ其恩愛ヲ一、爲ニ之ガ禮ヲ一以テ次ニ其先

後ヲ一爲ニ之ガ樂ヲ一以テ宣ニ其湮鬱ヲ一爲リ二ニ之ガ政ヲ一以テ率キ二其怠勸ケンヲ一爲リ二ニ之ガ刑ヲ一以テ鋤ス二其强梗ヲ一相欺ク也、爲リ二ニ之ガ符璽斗斛コク權衡ヲ一以テ信レ二ニ之ヲ一、相奪フ也、爲リ二ニ之ガ城郭甲兵ヲ一以テ守ル二レ之ヲ一、害至ツテ而爲シ二テ之ガ備ヲ一、患生シテ而爲ス二ニ之ガ防ヲ一、

段落　第三大段の第一小段なり、古の聖人〔儒者の本尊〕が民の爲に利を興し害を除きしを言ふ、

講說　古の時代に於ては人類の害となる者多かりしなり、然るに幸にも聖人と呼ぶ一種尊き御方が天子の位に立たれ、斯くありてより人民に生命を保ち糊口を遂ぐる仕方を教へ、人民の君となつて之を統べ、人民の師となつて之を諭し、人民の害をなす蟲や蛇や禽獸を追遣りて、人民を中央の好き處に居らしめ、人民が凍えて苦む所より彼等の爲に衣服を設け、人民が飢ゑて術なき所より彼等の爲に食物を製し、彼等が從前の如く木の上に鳥の巢のやうなる物を作つて住居となせば、時として地の上に墜落することあり、又土中に穴居の生活を營めば、濕氣の爲め病氣に罹る所より、彼等の居るべき家屋を作り、之が工藝人を設けて人民の器具を備へてやり、之が商賣人を設けて有る物と無き物とを融通してやり、醫者や藥劑を設けて其早死を救うてやり、埋葬若しくは祭典を設けて其恩愛の情を助けてやり、禮式を設けて其尊卑長幼の次第を設けてやり、音樂を設けて其沈鬱の氣を發せしめ、政治を設けて彼等の倦怠を鼓舞し、刑罰を設けて彼等の剛强にして妨害をなす者を刈り除又彼等互に詐僞くを行ふことあるゆゑ、割符や印形や升や秤を作つて僞なからしめ、彼等互に奪略を行ふことあるゆゑ、城壁や甲冑を作つて之を守る、斯の如く古の聖人は、害が來れば其備をなし、禍が生づれば其防をなせしなり、

注解　「聖人者」者の字なくとも通ずれども、聖人と云ふ他と異れる人物と云ふ意にて者の字を加ふ、「然後」始めてと謂ふが如し、「相生養」相は諸共の意、「驅其蟲

蛇禽獸」是は、堯の洪水の時、山林は皆動物の巣となり人民の害多かりしを、益と云ふ人、命を受け、樹木を焚き禽獸の害を除きし史實を引きたるものなるが、其本づきし所は孟子公孫丑の篇なり、「爲之衣」史に云ふ、黄帝命二元妃一始教二民蠶一と、「爲之宮室」易に云ふ、上古穴居而野處。聖人易レ之以二宮室一。と、「爲之工」易に云ふ、作二結繩一而爲二網罟一。以佃以漁。斲レ木爲レ耜、揉レ木爲レ未と、「爲之醫藥」史記に云ふ、神農氏始嘗二百草一始有二醫藥一と「宣其湮鬱」湮は塞る、鬱は閉ぢこもる、心氣の泄れずして面白からざるを言ふ、「率其怠勘」怠勘は疲勞なり、率は督勵すること、「鋤其强梗」梗は猛なり、鋤は鋤にて草を刈り取ること、手梗き奴を除くを言ふ、「符璽斗斛權衡」符はワリフ、璽は天子の印、玉にて造る、斗斛は升、權はフンドシ、衡は秤の棒、「甲兵」甲は鎧、兵は刀劍の類、

文法　「爲之君爲之師」より以下は相生相養の道を列擧せし者にして、此一小段に「爲之」の二字を連用して、十九樣の句法を爲す、

今 其 言 曰、聖 人 不レ死、大 盜 不レ止、剖レ斗 折レ衡、而 民 不レ爭、鳴 呼 其 亦 不レ思 而 已 矣、

段落　第三大段の第二小段なり、老子者流が生養の道に反對するを論ず、

講說　然るに今彼の議論に曰く、聖人が死せざる中は、大なる盜賊は絶ゆることなし、(聖人が種々なる制度などを設くるが爲め人民に惡智慧出で、盜賊を行ふに至ると云へる論旨)升を打割り秤をひしをらば、始めて人民爭はずなると、扨々如何にも考へなき事ぞかし、

注解　「聖人不死大盜不已云々」莊子の胠篋篇に出づ、莊子は老子の學を祖とするものゆゑ、之を加へたるなり、「其」それと訓ずるときは何んとと云ふが如し、又如何にもと云ふが如し、「不思而已矣」淺はかの考へと云ふ外はないとの語氣、

文法　「不思」の二字は、老學の謬見に對する斷案なり、

如 古 之 無二聖 人一、人 之 類 滅、久 矣、何 也、無三羽 毛 鱗 介 以

居ルニ寒熱ニ也、無ケレバニ爪牙以テ爭フレ食ヲ也、』

段落　第三大段の第四小段なり、老子者流の思はざる所以を説明す、

講説　若し古に於て聖人無かりしならば、人の種類は夙(トフ)に滅び失(ウ)せたるぞ、そは何故ぞ、人類は、禽獸其他の動物の如く寒暑に抵抗すべき羽や毛や鱗(ウロコ)や介(カラ)を有せず、又食物の生存競爭をなすべき爪や牙を有せざればなり、(人の生存機關は動物に及ばざるが故に、聖人が設備(セツビ)を爲さざりせば、存立を得ずとの意)

文法　聖人の必要なる所以を點出して、前を解し後を孕(ハラ)む、○「羽毛」「爪牙」は前の「蟲蛇禽獸」に應ず、

是ノ故ニ君者ハ出スレ令ヲ者也、臣者行ツテニ君之令ヲ而致スニ之ヲ民ニ者也、民者出シニ粟米麻絲ヲ、作リニ器皿ベイヲ、通ジニ貨財ヲ、以テ事ツカフルニ其上ニ者也、君不レバレ出サレ令ヲ、則失フ三其所コ以ヲ爲ルレ君、臣不レバ下行ツテニ君之令ヲ而致サ中之ヲ民ニ上、則チ失フ三其所コ以ヲ爲ルレ臣、民不レバ下出シニ粟米麻絲ヲ、作リニ器皿ヲ通ジニ貨財ヲ、以テ事ヘ中其上ニ上則チ誅セラル、』

段落　第四大段の第一小段なり、古聖人の設けたる君臣關係を擧ぐ、

講説　生養の道を遂(ト)げ人類の存立を得んが爲めに、之が機關たる上下の天職なかる可らざるが故に、君は命令を發する者にてあり、臣は君の命命を施行(シカウ)して人民の方に持ち行く者にてあり、民は或は農夫にして粟(モミ)や米や麻や絲を造り出し、或は工人にして家具厨具を作り、或は商家にして貨財を融通し、其れを以て君上に奉公(ホウコウ)する者にてあり、職掌此の如くなるを以て、君たる者、命令を發せざれば君たる資格に違(タガ)ひ、臣たる者、君の命令を施行して人民に持ち行かざれば臣たる資格に違ひ、民たる者、或は農産物を出し或は器具を作り、

或は貨財を運轉して其の君上に奉公せざれば責罰を蒙る、

注解　「所以爲君」所以は俗に云ふワケアヒ、此れがため君であると云ふ筋、「誅」玉篇に罰とあり、必ず法を以て殺すことに限らず、

文法　先づ君臣民の三階級の職責を說けるは正筆なり、「君不出令」より下は職責に違へる場合を云へる者にして、反筆なり、之を一正一反の法と謂ふ、

今其法曰、必棄而君臣、去而父子、禁而相生養之道、以求其所謂淸淨寂滅者、嗚呼其亦幸而出於三代之後不見黜於禹湯文武周公孔子也、其亦不幸而不出於三代之前不見正於禹湯文武周公孔子也、

段落　第四大段の第二小段なり、佛の人倫を無にし、生養を害するを論ず、

講說　今彼の法に曰く、是非とも汝の君臣關係を棄て、是非とも汝の父子の血緣を除き、汝の生存生活の方法を廢し、斯くて彼の謂ふ淸淨寂滅なる道を求めよと、扨々如何にも仕合なる事には、三代聖人の世より以後に出でたる爲め、禹や湯や文王や、武王や周公や孔子の諸聖人に斥けられざるなり、（實に惡むべき徒にこそ）然りとて又不仕合の事には、三代聖人より以前に生れざりし爲め、此等諸聖人に其の愚妄を正して貰はれざりしなり、（實に哀れむべきの徒にこそ）、

注解　「其法」釋迦の法を指す、「必棄而君臣」俗緣を絶つて出家すること、「而」汝なり、「淸淨寂滅」淸淨は浮世と離れ貧慾を止め、無垢潔白なること、寂滅は厭生を主とすること、「三代」夏殷周、「禹湯文武周公孔子」禹は夏の開祖、湯は殷の開祖、文武は周の文王武王、周公は文王の子にして武王の弟、名は旦、孔子も亦周人、

文法　初の三句、而の字を連用して、字數は五四七の變を取り、以の字を以て上三句を受く、論評の處幸不

幸の両方より筆を下して此の段を結ぶ、兩意雙收の法是なり、

帝之與レ王、其號各殊、其所ニ以爲レ聖一也、夏葛而冬裘、渇飲而饑食、其事殊、其所ニ以爲レ智一也』

段落　第五大段の第一小段なり、聖人時宜に從ふの道を言ふ、

講說　帝と云ふと王と云ふとは、其の名號に於て相違すれども其聖人なる理由は同一なり、之を譬へんに、夏は誰れも葛の衫を着、冬は皮衣を用ふ、喉乾きたりとて水を飲み、腹飢ゑたりとて物を食ふは、其所以同じからざれども其智慧なる理由は同一なり、

注解　「帝之與王」三代以上の天子を帝と謂ふ、炎帝、黃帝、帝堯、帝舜等是なり、三代以下の天子を王と謂ふ、禹王、湯王、文王、武王等是れなり、帝與王と書かずして之の字を加へたるは、句調を重からしむる爲めなり、

文法　帝王の二字、遠くは脈を「有聖人者立」の聖人に承け、近くは「禹湯文武」に接す、

今其言ニ曰、葛不レ爲ニ太古之無事一、是レ亦責ニ冬之裘者一曰下葛不レ爲ニ葛レ之之易一也、責ニ饑之食者一曰下葛不レ爲ニ飲レ之之易一也』

段落　第五大段第二小段なり、老子の道が時宜を辨ぜざるを駁す、

講說　然るに今彼の言に曰く、何故に太古の如き無事の政治を行はざるやと、右は宛も冬に皮衣を着る者を責めて、衫の方が樂であるのに何故さうせぬかと云ひ、飢ゑて物を食ふ者を責めて、水を飲む方が容易なるに何故さうせぬかと云ふが如し、

傳曰、古之欲レ明ニ明德一於天

下ニ者、先ヅ治ムニ其國ヲ一、欲スレ治メント其國ヲ一者、先ヅ齊トノフニ其家ヲ一、欲スレ齊ヘント其家ヲ一者、先ヅ修ムニ其身ヲ一、欲スレ修メント其身ヲ一者、先ヅ正シウスニ其心ヲ一、欲スレ正シウセント其心ヲ一者、先ヅ誠ニシテニ其意ヲ一、然ラバ則チ古之所レ謂正心ニシテ而誠意ナル者、將ニ以テ有ラントスレ爲ス也、今也欲シレ治メントニ其心ヲ一、而シテ外ニシ天下國家ヲ一、滅シニ其天常ヲ一、子焉而シテ不レ父トセニ其父ヲ一、臣焉而シテ不レ君トセニ其君ヲ一、民焉而シテ不レ事トセニ其事ヲ一ニ、

段落　第六大段の第一小段なり、佛教の國家社會を破壞するを論ず、

講說　書物に言つてあるには、古に於て己（オノレ）の明かなる德を天下に明かにせんと（普及するなり）欲する者は第一に自國を治（ヲサ）め、其國を治めんと欲するものは第一に自家を齊（トノ）ふ、其家を齊へんと欲する者は第一に自身を修（ヲサ）め、其の身を修めんと欲する者は第一に己（オノ）が心を正（タヽ）しくす、其心を正しくせんと欲する者は第一に吾が意を誠（マコト）にすと、斯くある以上、古に於て心を正しくし又意を誠にすと謂へることは、行く行く國を治め天下を平（タヒラカ）にするが如き仕事（シゴト）を爲さんとするが爲めなり、然るに今や佛者は、其心を治めんと欲すれども聖人の道と違（タガ）ひ、反（カヘ）つて天下國家を度外に置き天然自然の常道を滅し、茲に子の位地に在りながら、其の父を父として左右に居らず、茲に臣の位地に在りながら、其君を君として仕へず、茲に民の位地に在りながら、其當（マサ）に爲すべき仕事を仕事として働かず、

注解　「傳」書籍なり、此に謂はゆる傳は大學なるが、大學は舊（モ）と禮記の一篇なり、「明明德」明德とは光輝ある德と謂ふが如し、之を明にすると云ふは君主が其德を以て天下を感化するなり、朱子學者は高遠迂回の說を爲せども、今從はず、「齊家」一家を秩序的にならしむるなり、「意」心の發動を指す、「有爲」治國平天下の事、「欲治其心而云々」坐禪（ザゼン）心法などを指す、「天常」

君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五倫、

文法　天下國家を外にし其天常を滅するは、前段の、而(ナンヂ)を棄て而の父子を去り而の相生養するの道を禁じ以て其謂はゆる淸淨寂滅なる者を求むるに應ず、

孔子之作レ春秋一也、諸侯用(フレバ)レ二夷禮一、則(チ)夷レ之進(メバ)レ於中國一、則(チ)中二國(ニス)之一、經曰(ク)、夷狄之有レ君、不レ如(シカ)二諸夏之亡一(ナキニ)、詩曰(ク)、戎狄是膺(ウチ)、荊舒是(レ)懲(ス)、今也擧(ゲテ)レ夷狄之法一、而加(フ)レ之(ヲ)先王之教之上一、幾(イク)何(バクゾ)其(レ)不(ル)レ胥(シテ)而爲(ラ)レ夷(ト)也(ヤ)、』

段落　第六大段の第二小段なり、佛教は夷狄の道なることを論ず、

講說　孔子が春秋を著はし玉ひけるとき、縱令(タトヒ)中國の諸侯たりとも、夷狄の禮を用ふれば夷狄として之を貶(オト)し、夷狄たりとも中國の道を進めば、中國として之を褒(ホ)め玉ひぬ、經書に、夷狄には君がありても、中國の君の無きに若(シ)かず（夷狄は君ありとて之を尊ばず、禽獸情態にあるを以て、深く之れを惡(ニク)みて言ふ）詩經には、戎狄の二種は、之を向(ムカ)ひ擊ち、荊舒の二國は、之をば責(セ)め懲(コラ)すと、斯く古の聖人は夷狄を惡まれしに、今や佛教の如き夷狄の法を擧げて中國先王の教(ヲシヘ)の上に置くは何事ぞ、されば中國の人民が諸共(モロトモ)に引連(ヒキツ)れて夷狄とならざる程度は果して幾何なるや、殆ど皆夷狄に化(グワ)し了(ヲハ)るべし、

注解　「春秋」魯の歷史にして、二百四十二年間の記事なり、「用夷禮」春秋の僖(キ)公二十七年に、杞の桓公來朝せしを、杞子と爵を下げて記せり、左傳に夷の禮を用ふ、故に子と曰ふと解す、「進於中國」穀梁傳(コクリヤウデン)の文公九年に、楚子荻(テキ)をして來聘せしむ、楚に大夫(タイフ)なし、其の荻と曰ふは何ぞや、其我に來るを以て之を褒するなりとあり、「經」論語を指す、八佾(イツ)篇に出づ、「諸夏」夏は大の意、「詩」魯頌閟宮(ロシヨウヒツキウ)篇の句、「戎狄」西戎と北狄、

「荊舒」荊は楚の本號、舒は楚に近き國、共に當時は中國の部に在らず、「胥」率ゆるなり、

文法　「先王之教」の四字は下段の伏線なり、

夫レ所ル謂先王之教ナル者何ゾ也、博愛之ヲ謂ヒレ仁、行ツテ而宜シウスルレ之ヲ之ヲ謂ヒレ義、由ツテレ是ニ而之ユク焉之ヲ謂ヒレ道、足リニ乎己ニ、無キレ待ツニ於外ニ之ヲ謂ヒレ徳、其文、詩書易春秋、其法、禮樂刑政、其民、士農工賈、其位、君臣父子師友賓主昆コン弟テイ夫婦、其服、麻絲、其居、宮室、其食、粟米果蔬ソ魚肉、其爲ルレ道易クシテレ明メ、而其爲ルレ教易キレ行ヒ也、』

段落　第七大段の第一小段なり、先王の教を說明す、

講說　夫れ余が先王の教と稱する所の者は何を指すや、博愛或は仁と謂ひ、事を行つて宜しからしむるを義と謂ひ、仁義に附き從つて動作するをば道と謂ひ、自己に完備して他に待つ所なきをば德と謂ふ、其文字としては詩經書經周易春秋、〔佛家の經文に非ず〕其の法は禮儀音樂法律政治、〔難行苦行クギヤウに非ず〕其人民の階級は士農工商、〔出家に非ず〕其位地は君臣なり、父子なり、師友なり、主客なり、兄弟なり、夫婦なり、〔人倫を棄てず〕其の衣服は麻なり絲なり、〔袈裟ケサを纏はず〕其住宅は普通の家屋、〔寺院に非ず〕其の食物は、粟アハや米や野菜や菓物や魚や獸肉、〔腥セイを厭はず〕其道の性質は誠に呑込ノミコみ易く、其教の性質は誠に實行し易きものなり、

文法　篇首を重複して前文を收ヲサめ、九個の其字を用ひて六樣の句法を爲し、前の「爲之」の二字を連用せしと平均を保つ、其法、其民の二句短し、其位の一句長し、而して其服、其居の二句短く、其食の一句又長し、

是ノ故ニ以テレ之ヲ爲ヲサムレバレ己ヲ、則チ順ニシテ而祥、以テレ之ヲ爲ムレバレ人ヲ則チ愛ニシテ而公、以テレ之ヲ

爲レ心、則チ和而平、以テ之ヲ爲ニ天下國家一、則チ無シ二所レ處而不レ當ラ、是ノ故ニ生則チ得二其情一ヲ、死則チ盡ス二其常一ヲ、郊カウ焉而テ天神假タリ、廟焉而テ人鬼饗ウク』、

段落　第七大段の第二小段なり、先王の教の效驗を擧ぐ、

講說　先王の教は以上の如き實質なるゆゑ、此教を以て一身を修むれば圓滿にして目出たし、（佛家の福田利フクデンリ益ヤクを求むるに及ばず）此教を以て他人を治むれば慈愛あつて公平なり、（佛家の平等ベウトウ利益を求むるに及ばず）此教を以て心を治むれば溫和にして平靜なり、（佛家の淸淨寂滅を求むるに及ばず）此教を以て天下國家を治むれば、凡そ如何なる處置と雖も其の當タウを得ざることなし、（佛家の衆生濟サイドを求むるに及ばず）されば生きて此世に在るときは其の人情を遂げ、死して後始末アトシマツを爲すときは葬埋等の常道を十分にするを得、郊の祭カウマツリを行ふときは、天神も納受ナフジュましまして其場に降り、廟ベウの祭を行ふときは、祖先の靈も其の供物を聞召キコシメし玉ふ、

注解　「祥」吉福なり、「郊」天神を祭るの名、

文法　初四句の中、三句は同一の句法を用ひ、「爲天下國家」の一句に至つて、之を變じ長さ十三字に及ぶ、而して「愛而公」は暗アンに博愛の仁を寓し、「無所處而不當」は暗に行つて之を宜しくするの義を寓す、

曰ク、斯ノ道也ヤ何ノ、道ゾ也ヤ、曰ク、斯レ吾ガ所レ謂ハ道也、非ニ向サキニ所レ謂ハ老與レ佛之道一也、堯以テ是ヲ傳ヘニ之ヲ舜一、舜以テ是ヲ傳ヘニ之ヲ禹一、禹以テ是ヲ傳ヘニ之ヲ湯一、湯以テ是ヲ傳ヘニ之ヲ文武周公一、文武周公傳ヘニ之ヲ孔子一、孔子傳フニ之ヲ孟軻一、軻之死、不レ得ニ其傳ヲ一焉、荀與レ楊也ヤ、擇ブ焉而テ

不レ精、語ル焉而シテ不レ詳、由リ二周公一、而上カミ、上ニシテ而爲リレ君、故ニ其事行ハル、由リシテ二周公一而下、下ニシテ而爲リレ臣、故ニ其說長シ、』

段落　第七大段の第三小段なり、道の來歷を叙す、

講說　問うて云ふ、以上述べられたる道は何れの道なるにやと、答へて云ふ、卽ち吾が謂うて道となす所の道なり、前サキに名稱を擧げたる老子と佛との道に非ざるなり、其傳來を言はんに、堯は此道を以て舜に傳へ、舜は禹に傳へ、禹は湯に傳へ、湯は文王武王周公に傳へ、文王武王周公は孔子に傳へ、孔子は孟軻に傳へたり、然るに軻が死せしより其傳受を得る者なかりき、荀卿ジユンケイや楊雄の如き儒者ありしも、此二人は道を擇ぶ點純粹ならず、又道を語る點、詳細ならず、左れば道統ダウタウの中に數カゾへ難し、眞に道統を傳へたる聖人の中に於いて、周公より以上の堯舜禹湯文武は上に立ちて君にてあり、故に地位の在る所事業行はれぬ、周公より以下の孔孟は下に居り臣にてありしが故に、學者として其說深長なり、

注解　「向」嚮に同じ、「荀」荀卿、性惡說を立てし人、「楊」楊雄、字アザナは子雲、前漢の人、法言ハフゲンの作者、

文法　「堯以是傳之舜」より以下六句、一氣呵成の勢イキホヒを以て來り、「軻之死不得其傳焉」に至り、忽ち筆を寬クワンにして勒ロク住す、

然ラバ則チ如レ之ヲ何ンシテ而可ナルヤ也、曰ク不レバ塞ガ不レ流不レバ止メ不レ行カ、人トシ二其人ヲ一、火ヤキ二其書ヲ一、廬ニシ二其居ヲ一、明ニシ二先王之道ヲ一以テ道ビキレ之ヲ、鰥クワン寡孤獨廢疾ノ者有ルレ養フ也、其レ亦庶チカキ二乎其可ナルニ一也、』

段落　第八大段なり、

講說　然るときは如何樣にせば宜しきや、曰く、(吾道と老佛とは兩立せざるが故に)老佛の道を塞フサがざれば吾道流れず、老佛の道を止トヾめざれば吾道行はれず、乃ち

老佛の人々をば、道士又は僧侶より普通の人民に戻(モド)らしめ、佛老の書を焚き棄て、其觀(クワン)とか寺とか云へる特殊の住居を普通の家屋とし、先王の仁義道徳の教を明かにして彼等を吾道に誘(イザナ)ひ、其老少男女孤獨の物及び不具者等は養育を與ふることなり、斯くするときは先づ以て適當を得るに近かるべし、

注解　「不塞不流」二句、水に喩へて言ふ、一方を塞がざれば一方流れず、一方を止めざれば一方行かずとの意、「人其人」上の人は眞人間(マニンゲン)なり、「以道之」道は導として用ふ、「鰥寡孤獨」鰥は老いて妻なきなり、寡は夫(ヲット)なきなり、孤は父母なきなり、獨は子なきなり、「廢疾」不具者なり、

文法　「明先王之道以道之」の句は流れしめ行かしむる方法なり、「庶乎其可也」の可は、卽ち上の「如之何而可也」の可なり、

總説

古來韓退之の文と稱する者、皆此篇を以て第一と爲さざるはなし、蓋し孟子以來儒者の立場(タチバ)より其謂はゆる道を闡明(センメイ)せし者は退之の此篇にして、文を以て載道(サイダウ)の器(ウツハ)と爲す支那に於て此種の文を重んずるは固(モト)より其所なり、而して文其物より之を觀るも此篇は堂堂正正として絶大の文字なれども、若し工力(コフリヨク)の點より之を論ずれば此れ未だ壓卷(アツクワン)の作と謂ふべからず、又其論理に至つても往々疎謬を免(マヌガ)れざる所あり、往年井上哲次郎が東洋學藝雜誌に於て之を論駁せし文章を載せたることあり、

纂評

○敖淸江評　昌黎原道一篇中間數個の古の字今の字を以て一正一反〔順に說き逆に說き〕錯綜震蕩〔書き方は入り雜り文の勢は震ひ動く〕、許多の議論波瀾を翻出す其の學力筆力、以て千古を陵厲するに足る、而して之と與に京(オホイ)なるなし、

○茅鹿門評　佛老を闢くは是れ退之一生の命脈、故に此文是れ退之集中の命根、其の文源遠く流れ洪(オホイ)なり、之を兼ぬるに其筆下變化詭譎以て人を眩するに足る、若し一下打破せば分明に時論〔受驗的論文〕の一冒一承六腹一尾〔文の結構布置の名〕、

○林西仲評　前人謂ふ、此篇は止(タ)だ老子を闢(ヒラ)き得、其

佛を闢くは、寂滅兩字を略帶す〔一寸入れたるに過ぎず〕孔子春秋を作る一段の若き、佛中國に出づるに非ざるを以て尤も佛の痛癢に關するなしと、然れども謂はゆる君臣を棄て父子を去り相生養するの道を禁ずるは、佛に在つて甚しとす、未だ始より佛を闢くに非ずんばあらざるなり、大意謂ふ、吾儒仁義道德の說は本と自ら了然、老子の仁義を小とするありと雖も、一人の私言に過ぎず、豈に能く天下の公言に勝たんや、孔子沒し、秦火の後に迨び吾道世に明ならず、因つて老、先に唱へ、佛後に乘じ、時人旣に多く儒を棄てゝ以て老佛に從ひ、復た老佛に附いて以て儒となる、志ある者、從つて仁義道德の說を聞くなし、誠に歎ずべきなり、夫れ老佛は怪誕不經、世人其始末に昧くして之を好み、其徒をして坐して衣食を享け、以て平民を困ましむるは勢の必ず至る所、抑も知る、老佛も亦人のみ、生民より以來古聖人敎ふるに相生養するの道を以てし、其の害を除く、其の制作〔機關と謂ふが如し〕至詳且つ盡く、豈に勞を好まんや、乃ち老氏敢て聖人死せずんば等の語を爲す、獨り思はず、人、衣食に賴り以て生

ずるを、上古榛狉〔草茂り獸驕る〕の世、人、禽獸と殊るなし、又禽獸の衣食を爭ひ得るの材〔能力と謂ふが如し〕なし、苟も聖人、君臣の分義を以て、相維〔扶け合ふ〕して力を同じうするに非ざれば、如何んぞ今に至り人種を留め得ん、今君臣父子を棄てゝ相生養するの道を禁ぜんと欲す、人類盡く滅するに至らざれば止まず、誠に禹湯文武周孔の罪人なり、其法寧ぞ尙ぶに足らんや、倘し其法を尙べば、則ち無事に從つて有爲を舍て、老に在れば則ち冬葛して饑飮するに在り、佛に在つては喬を下つて幽に入る、〔喬木を下り幽谷に入る、高き好き處より卑く惡しき處に移る〕其の端を求め、其末を訊ふ、皆訓とすべからざる此の如し、吾儒道德仁義の說の若きは明め易く行ひ易く、毫も怪誕なくして己を爲め人を爲め、生より死に至るまで不善ある鮮し、堯舜より傳へて孔孟に至るまで、以て治め以て敎ふ、皆是の物、〔事と謂ふが如し〕然れども老佛を除去するに非ざれば、何を以て道德を明にし道を行ふの計を爲さんや、篇中一滾〔ひと丸めに〕說き來る、讀者其重複に眩す、蓋し篇首の辨道三段を將つて俱に老佛を

闢くとなして看るに因るのみ、宋儒謂ふ、正心誠意の句、下仍ほ當に致知格物を全引すべし、(大學の本文に、誠意の下、欲レ誠ニ其意一者先致ニ其知一。致レ知在レ格レ物の句あり)又謂ふ、軻の死し其傳を得ずとは、知らず傳ふ所何事ぞと、何んぞ其立言の意、及び上文逐件に數出せる道たり教たるを理會せざるや、噫讀書の言ひ難き此の如し、

○沈德潛評　儲同人云ふ、天、二曜〔日月〕五星〔水火木金土〕三垣〔星に上中下の三垣あり〕四宿〔朱雀玄武青龍白自虎〕及び衆星の繁然たるものを具ふ、太史公天官の一書綜べて之を擧ぐ、地高山大川、州域土壤と其の生植の物とを具ふ、禹貢の一書綜べて之を擧ぐ、人、帝王師相、周公孔子相生養經訓する所の理を具ふ、原道の一書綜べて之を擧ぐ、詞少く義該ず蓋し三才の纍括〔荀子に出づ、本と邪曲を正すの器なれども、此には總括の意に用ふ〕、

○吾道異教に別るゝは有爲無爲に在り、有爲を以て教となす、仁義を合せて道を言ふ者なり、無爲を以て教となす、仁義を去つて道を言ふ者なり、先づ老を言ひ、次に佛に及び、後或は老佛の害を兼言し、或は老佛の害を分言し、俱に怪誕不經に屬し.生民の蠹(木を食ふ蟲)たり、而して堯舜禹湯文武周孔相傳ふるの道は、教ふるに相生じ相養ふを以て民の害を除く者、誠に明にし易く行ひ易く、而して斯須〔しばらく〕も離れ能はざる者あるを見るなり、布帛菽粟の理〔日常實用の道〕に本づき、日星河嶽の文〔光明俊偉の文〕に發し、筆を揮ひ直書、忽ち擒忽ち縱、〔或は引締め、或は弛む〕董〔漢の董仲舒〕の醇粹、運らすに賈〔漢の賈誼〕の雄奇を以てす、孟子七篇後第一篇の大文字なり、

○賴山陽評　韓公此篇學庸(大學中庸)より法を取り、雜ゆるに莊子應帝王(篇名)を以てす、此れ書を著し後に詔ぐるの體なり、最も及ぶべからざる者、書を著し後に詔ぐるに、高古雅鍊の文を爲さずして人人誦すべきの語をなす、日月の皓然たるが如く、磊磊落落、〔大がかへなる樣〕眞に大丈夫なり、楊子雲〔漢の楊雄の字〕王仲淹〔隋の王通の字〕をして之を爲らしめば、必らず此の如くなる能はず、〔子雲仲淹は共に摸擬家なるを以て言ふ〕、

(『漢籍國字解全書』第三十巻「唐宋八大家文讀本第一」)

●本 PDF は、LaTeX2e で組版し、dvipdfmx で PDF 化した。

●訓点付漢文は「漢文の部屋」

で

http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/kanbunnoheya.html